

新 (R1)

様式第3号

様式第3号

法人番号

\_\_\_\_\_年 月 日

大阪府教育長 様

設置者所在地  
設置者名  
代表者名 印

\_\_\_\_\_年度大阪府私立高等学校等授業料支援  
補助金変更交付申請書

\_\_\_\_\_年 月 日付け大阪府指令 第 \_\_\_\_\_号で交付の決定を受けた  
\_\_\_\_\_年度大阪府私立高等学校等授業料支援補助金について  
大阪府補助金交付規則第6条第1項第2号及び大阪府私立高等学校等  
授業料支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき下記のとおり  
変更して下さるよう申請します。

記

1 既交付決定額	円
2 変更交付申請額	円
3 差額(2-1)	円
4 変更理由・内容	

担当部課名	
担当者	
電話番号	

5 総括表

設置者名	法人番号
学校名	学校番号
補助事業の目的及び内容	生徒の教育に係る経済的負担を軽減するため。
補助事業の経費の配分	全額を授業料の支援に要する経費に配分する。
補助事業の経費の使用方法	直接、授業料の支援に要する経費に充当する。
補助事業の完了の予定期日	
補助事業の効果	生徒の教育に係る経済的負担を軽減し、 生徒の就学を支援する。
授業料支援の方法	<input type="checkbox"/> 1 還付 その方法 <input type="checkbox"/> 2 授業料と相殺

【注記】  
2以上の高等学校等を設置する設置者については学校別に作成すること。

旧 (H30)

様式第3号

様式第3号

法人番号

平成 \_\_\_\_\_年 月 日

大阪府教育長 様

設置者所在地  
設置者名  
代表者名 印

平成 \_\_\_\_\_年度大阪府私立高等学校等授業料支援  
補助金変更交付申請書

平成 \_\_\_\_\_年 月 日付け大阪府指令 第 \_\_\_\_\_号で交付の決定を受けた  
平成 \_\_\_\_\_年度大阪府私立高等学校等授業料支援補助金について  
大阪府補助金交付規則第6条第1項第2号及び大阪府私立高等学校等  
授業料支援補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき下記のとおり  
変更して下さるよう申請します。

記

1 既交付決定額	円
2 変更交付申請額	円
3 差額(2-1)	円
4 変更理由・内容	

担当部課名	
担当者	
電話番号	

5 総括表

設置者名	法人番号
学校名	学校番号
補助事業の目的及び内容	生徒の教育に係る経済的負担を軽減するため。
補助事業の経費の配分	全額を授業料の支援に要する経費に配分する。
補助事業の経費の使用方法	直接、授業料の支援に要する経費に充当する。
補助事業の完了の予定期日	
補助事業の効果	生徒の教育に係る経済的負担を軽減し、 生徒の就学を支援する。
授業料支援の方法	<input type="checkbox"/> 1 還付 その方法 <input type="checkbox"/> 2 授業料と相殺

【注記】  
2以上の高等学校等を設置する設置者については学校別に作成すること。

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱（新旧対照表）

新（R1）

旧（H30）

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表											設置者名		法人番号	
[全日制課程]（経過措置者除く）（就学支援金旧制度）※平成23年度～平成25年度入学の者のみ記入すること											学校名		学校番号	
学年	在学生生徒数 （基準日時点）	①のうち、大阪府内に住所を有する者	①のうち、就学支援金の支給を受ける者	授業料 (7)	(7)以外の 経常的納付金 (4)	授業料 【第3条第1項】 (7)+(4)	標準授業料の額 【指定要綱 第2条第4号】 (1)	授業料の額 【第3条第2項】 (7)≧(1)=(2) (7)<(1)=(7) (7)	交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)	
									所得区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額
1年									A	342,400				
									B	401,800				
									C	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
									1学年計					
2年									A	342,400				
									B	401,800				
									C	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
									2学年計					
3年									A	342,400				
									B	401,800				
									C	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
									3学年計					
合計									A	342,400				
									B	401,800				
									C	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
									合計					

【注記】  
 (1) 附則第1項及び第2項の規定に基づく生徒（経過措置者）については、本表に含まず、別表により作成すること。  
 (2) 「在学生生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点に在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。  
 (3) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生生徒数①」のうち、生徒及び保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を記入すること。  
 (4) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表											設置者名		法人番号	
[全日制課程]（経過措置者除く）（就学支援金新制度）※平成26年度～平成27年度入学の者のみ記入すること											学校名		学校番号	
学年	在学生生徒数 （基準日時点）	①のうち、大阪府内に住所を有する者	①のうち、就学支援金の支給を受ける者	授業料 (7)	(7)以外の 経常的納付金 (4)	授業料 【第3条第1項】 (7)+(4)	標準授業料の額 【指定要綱 第2条第4号】 (1)	授業料の額 【第3条第2項】 (7)≧(1)=(2) (7)<(1)=(7) (7)	交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)	
									所得区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額
1年									A	283,000				
									B	342,400				
									C1	401,800				
									C2	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
1学年計														
2年									A	283,000				
									B	342,400				
									C1	401,800				
									C2	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
2学年計														
3年									A	283,000				
									B	342,400				
									C1	401,800				
									C2	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
3学年計														
合計									A	283,000				
									B	342,400				
									C1	401,800				
									C2	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
合計														

【注記】  
 (1) 附則第1項及び第2項の規定に基づく生徒（経過措置者）については、本表に含まず、別表により作成すること。  
 (2) 「在学生生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点に在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。  
 (3) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生生徒数①」のうち、生徒及び保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を記入すること。  
 (4) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表											設置者名		法人番号	
[全日制課程]（経過措置者除く）（就学支援金旧制度）※平成23年度～平成25年度入学の者のみ記入すること											学校名		学校番号	
学年	在学生生徒数 （基準日時点）	①のうち、大阪府内に住所を有する者	①のうち、就学支援金の支給を受ける者	授業料 (7)	(7)以外の 経常的納付金 (4)	授業料 【第3条第1項】 (7)+(4)	標準授業料の額 【指定要綱 第2条第3号】 (1)	授業料の額 【第3条第2項】 (7)≧(1)=(2) (7)<(1)=(7) (7)	交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)	
									所得区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額
1年									A	342,400				
									B	401,800				
									C	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
									1学年計					
2年									A	342,400				
									B	401,800				
									C	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
									2学年計					
3年									A	342,400				
									B	401,800				
									C	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
									3学年計					
合計									A	342,400				
									B	401,800				
									C	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
									合計					

【注記】  
 (1) 附則第1項及び第2項の規定に基づく生徒（経過措置者）については、本表に含まず、別表により作成すること。  
 (2) 「在学生生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点に在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。  
 (3) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生生徒数①」のうち、生徒及び保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を記入すること。  
 (4) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表											設置者名		法人番号	
[全日制課程]（経過措置者除く）（就学支援金新制度）※平成26年度～平成27年度入学の者のみ記入すること											学校名		学校番号	
学年	在学生生徒数 （基準日時点）	①のうち、大阪府内に住所を有する者	①のうち、就学支援金の支給を受ける者	授業料 (7)	(7)以外の 経常的納付金 (4)	授業料 【第3条第1項】 (7)+(4)	標準授業料の額 【指定要綱 第2条第4号】 (1)	授業料の額 【第3条第2項】 (7)≧(1)=(2) (7)<(1)=(7) (7)	交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)	
									所得区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額
1年									A	283,000				
									B	342,400				
									C1	401,800				
									C2	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
1学年計														
2年									A	283,000				
									B	342,400				
									C1	401,800				
									C2	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
2学年計														
3年									A	283,000				
									B	342,400				
									C1	401,800				
									C2	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
3学年計														
合計									A	283,000				
									B	342,400				
									C1	401,800				
									C2	461,200				
									D	361,200				
									E	-				
合計														

【注記】  
 (1) 附則第1項及び第2項の規定に基づく生徒（経過措置者）については、本表に含まず、別表により作成すること。  
 (2) 「在学生生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点に在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。  
 (3) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生生徒数①」のうち、生徒及び保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を記入すること。  
 (4) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱（新旧対照表）

新 (R1)

旧 (H30)

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	法人番号
学校名	学校番号

【全日制課程】(経過措置者除く) (就学支援金新制度) ※平成28年度～平成30年度入学の者のみ記入すること

学年	在学生徒数 (基準日時点)	①のうち、大阪府内に住所を有する者	①のうち、就学支援金の支給を受ける者	授業料 (7)	(7)以外の 経常的納付金 (4)	授業料 [第3条第1項 (7)+(4)] (9)	標準授業料の額 [指定要綱 第2条第3号] (2)	授業料の額 [第3条第2項 (9)×(2)=(10)] (10)<(11)=(9) (11)<(12)=(9) (12)	交付決定額 (F)			変更後 (G)			差引 (G)-(F)		
									所得区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	
1年									A	283,000							
									B	342,400							
									C	401,800							
									D1	261,200							
									D2	361,200							
									E	261,200							
									府外	-							
									1学年計								
									A	283,000							
									B	342,400							
C	401,800																
D1	261,200																
D2	361,200																
E	261,200																
府外	-																
2学年計																	
A	283,000																
B	342,400																
C	401,800																
D1	261,200																
D2	361,200																
E	261,200																
府外	-																
3学年計																	
A	283,000																
B	342,400																
C	401,800																
D1	261,200																
D2	361,200																
E	261,200																
府外	-																
合計																	
A	283,000																
B	342,400																
C	401,800																
D1	261,200																
D2	361,200																
E	261,200																
府外	-																
合計																	

【注記】  
 (1) 附則第1項第2項の規定に基づき生徒(経過措置者)については、本表に含まず、別表により作成すること。  
 (2) 「在学生徒数①」の欄には、基準日(毎年10月1日)ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日時点に在籍する生徒の数(休学中の生徒を含む。)を入力すること。  
 (3) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及び保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を記入すること。  
 (4) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数(当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。)を入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	法人番号
学校名	学校番号

【全日制課程】(経過措置者除く) (就学支援金新制度) ※平成28年度以降入学の者のみ記入すること

学年	在学生徒数 (基準日時点)	①のうち、大阪府内に住所を有する者	①のうち、就学支援金の支給を受ける者	授業料 (7)	(7)以外の 経常的納付金 (4)	授業料 [第3条第1項 (7)+(4)] (9)	標準授業料の額 [指定要綱 第2条第3号] (2)	授業料の額 [第3条第2項 (9)×(2)=(10)] (10)<(11)=(9) (11)<(12)=(9) (12)	交付決定額 (F)			変更後 (G)			差引 (G)-(F)		
									所得区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	
1年									A	283,000							
									B	342,400							
									C	401,800							
									D1	261,200							
									D2	361,200							
									E	261,200							
									府外	-							
									1学年計								
									A	283,000							
									B	342,400							
C	401,800																
D1	261,200																
D2	361,200																
E	261,200																
府外	-																
2学年計																	
A	283,000																
B	342,400																
C	401,800																
D1	261,200																
D2	361,200																
E	261,200																
府外	-																
3学年計																	
A	283,000																
B	342,400																
C	401,800																
D1	261,200																
D2	361,200																
E	261,200																
府外	-																
合計																	
A	283,000																
B	342,400																
C	401,800																
D1	261,200																
D2	361,200																
E	261,200																
府外	-																
合計																	

【注記】  
 (1) 附則第1項第2項の規定に基づき生徒(経過措置者)については、本表に含まず、別表により作成すること。  
 (2) 「在学生徒数①」の欄には、基準日(毎年10月1日)ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日時点に在籍する生徒の数(休学中の生徒を含む。)を入力すること。  
 (3) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及び保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を記入すること。  
 (4) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数(当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。)を入力すること。

(新規)

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	法人番号
学校名	学校番号

【全日制課程】(経過措置者除く) (就学支援金新制度) ※令和元年度以降入学の者のみ記入すること

学年	在学生徒数 (基準日時点)	①のうち、大阪府内に住所を有する者	①のうち、就学支援金の支給を受ける者	授業料 (7)	(7)以外の 経常的納付金 (4)	授業料 [第3条第1項 (7)+(4)] (9)	標準授業料の額 [指定要綱 第2条第3号] (2)	授業料の額 [第3条第2項 (9)×(2)=(10)] (10)<(11)=(9) (11)<(12)=(9) (12)	交付決定額 (F)			変更後 (G)			差引 (G)-(F)		
									所得区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	
1年									A	303,000							
									B	362,400							
									C	421,800							
									D1	281,200							
									D2	381,200							
									D3	481,200							
									E1	181,200							
									E2	381,200							
									府外	-							
									1学年計								
A	303,000																
B	362,400																
C	421,800																
D1	281,200																
D2	381,200																
D3	481,200																
E1	181,200																
E2	381,200																
府外	-																
2学年計																	
A	303,000																
B	362,400																
C	421,800																
D1	281,200																
D2	381,200																
D3	481,200																
E1	181,200																
E2	381,200																
府外	-																
3学年計																	
A	303,000																
B	362,400																
C	421,800																
D1	281,200																
D2	381,200																
D3	481,200																
E1	181,200																
E2	381,200																
府外	-																
合計																	
A	303,000																
B	362,400																
C	421,800																
D1	281,200																
D2	381,200																
D3	481,200																
E1	181,200																
E2	381,200																
府外	-																
合計																	

【注記】  
 (1) 附則第1項第2項の規定に基づき生徒(経過措置者)については、本表に含まず、別表により作成すること。  
 (2) 「在学生徒数①」の欄には、基準日(毎年10月1日)ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日時点に在籍する生徒の数(休学中の生徒を含む。)を入力すること。  
 (3) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及び保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を記入すること。  
 (4) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数(当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。)を入力すること。

府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱（新旧対照表）

新 (R1)

旧 (H30)

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

		設置者名		法人番号										
		学校名		学校番号										
項目	在学生徒数 (基準日時点)	授業料			標準授業料の額		授業料の額		交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)	
		①のうち、附則第1項に該当する者	①のうち、附則第2項に該当する者	(7)以外の 経常的納付金	(7)	(7)以上の額 ①②③④⑤	(7)以上の額 ①②③④⑤	所得 区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	生徒数
1年	人	人	人	円/人	円/人	円/人	円/人	A	350,000					
								B	250,000					
								C	150,000					
								D	100,000					
								E	60,000					
								1学年計						
2年								A	350,000					
								B	250,000					
								C	150,000					
								D	100,000					
								E	60,000					
								2学年計						
3年								A	350,000					
								B	250,000					
								C	150,000					
								D	100,000					
								E	60,000					
								3学年計						
合計								A	350,000					
								B	250,000					
								C	150,000					
								D	100,000					
								E	60,000					
								合計						

【注記】  
 (1) 本表は、附則第1項第2項の規定に基づく生徒(経過措置者)について、作成すること。  
 (2) 「在学生徒数①」の欄には、基準日(毎年10月1日)ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日時点に在籍する生徒の数(休学中の生徒を含む。)を入力すること。  
 (3) 「①のうち、附則第1項に該当する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、平成22年3月31日以前に既に高等学校等(大阪府内に所在するものに限る。)に在学している者で、基準日において、法第4条第2項第2号の規定に該当することにより就学支援金の支給を受けていない生徒(ただし、満20歳に達した日の属する年度を限度とする。)の数を入力すること。  
 (4) 「①のうち、附則第2項に該当する者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、平成22年3月31日以前に既に高等学校等(大阪府内に所在するものに限る。)に在学している者で、基準日において、その者の保護者等が会社都合等により日本国内に住所を有しない生徒の数を入力すること。  
 (5) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額(年額)を入力すること。  
 (6) 「(7)以外の経常的納付金(4)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用(PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。)の額(年額)を入力すること。  
 (7) 学科・コース等によって「授業料(7)」又は「(7)以外の経常的納付金(4)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

		設置者名		法人番号										
		学校名		学校番号										
項目	在学生徒数 (基準日時点)	授業料			標準授業料の額		授業料の額		交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)	
		①のうち、附則第1項に該当する者	①のうち、附則第2項に該当する者	(7)以外の 経常的納付金	(7)	(7)以上の額 ①②③④⑤	(7)以上の額 ①②③④⑤	所得 区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	生徒数
1年	人	人	人	円/人	円/人	円/人	円/人	A	350,000					
								B	250,000					
								C	150,000					
								D	100,000					
								E	60,000					
								1学年計						
2年								A	350,000					
								B	250,000					
								C	150,000					
								D	100,000					
								E	60,000					
								2学年計						
3年								A	350,000					
								B	250,000					
								C	150,000					
								D	100,000					
								E	60,000					
								3学年計						
合計								A	350,000					
								B	250,000					
								C	150,000					
								D	100,000					
								E	60,000					
								合計						

【注記】  
 (1) 本表は、附則第1項第2項の規定に基づく生徒(経過措置者)について、作成すること。  
 (2) 「在学生徒数①」の欄には、基準日(毎年10月1日)ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日時点に在籍する生徒の数(休学中の生徒を含む。)を入力すること。  
 (3) 「①のうち、附則第1項に該当する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、平成22年3月31日以前に既に高等学校等(大阪府内に所在するものに限る。)に在学している者で、基準日において、法第4条第2項第2号の規定に該当することにより就学支援金の支給を受けていない生徒(ただし、満20歳に達した日の属する年度を限度とする。)の数を入力すること。  
 (4) 「①のうち、附則第2項に該当する者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、平成22年3月31日以前に既に高等学校等(大阪府内に所在するものに限る。)に在学している者で、基準日において、その者の保護者等が会社都合等により日本国内に住所を有しない生徒の数を入力すること。  
 (5) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額(年額)を入力すること。  
 (6) 「(7)以外の経常的納付金(4)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用(PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。)の額(年額)を入力すること。  
 (7) 学科・コース等によって「授業料(7)」又は「(7)以外の経常的納付金(4)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

		設置者名		法人番号												
		学校名		学校番号												
項目	在学生徒数 (基準日時点)	③の生徒の登録単位数			授業料		標準授業料の額		授業料の額		交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)	
		①のうち、大阪府内に住所を有する者	①のうち、就学支援金の支給を受ける者	②	(7)	(4)	(7)	(7)以上の額 ①②③④⑤	(7)以上の額 ①②③④⑤	所得 区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	生徒数
1年次	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
										B	2,814					
										D	-					
										1年次計						
2年次										A	408					
										B	2,814					
										D	-					
										2年次計						
3年次										A	408					
										B	2,814					
										D	-					
										3年次計						
4年次										A	408					
										B	2,814					
										D	-					
										4年次計						
合計										A	408					
										B	2,814					
										D	-					
										合計						

【注記】  
 (1) 「在学生徒数①」の欄には、基準日(毎年10月1日)ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日時点に在籍する生徒の数(休学中の生徒を含む。)を入力すること。  
 (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。  
 (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数(当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。)を入力すること。  
 (4) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額(年額)を入力すること。  
 (5) 「(7)以外の経常的納付金(4)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用(PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。)の額(年額)を入力すること。  
 (6) 学科・コース等によって「授業料(7)」又は「(7)以外の経常的納付金(4)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

		設置者名		法人番号												
		学校名		学校番号												
項目	在学生徒数 (基準日時点)	③の生徒の登録単位数			授業料		標準授業料の額		授業料の額		交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)	
		①のうち、大阪府内に住所を有する者	①のうち、就学支援金の支給を受ける者	②	(7)	(4)	(7)	(7)以上の額 ①②③④⑤	(7)以上の額 ①②③④⑤	所得 区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	生徒数
1年次	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
										B	2,814					
										D	-					
										1年次計						
2年次										A	408					
										B	2,814					
										D	-					
										2年次計						
3年次										A	408					
										B	2,814					
										D	-					
										3年次計						
4年次										A	408					
										B	2,814					
										D	-					
										4年次計						
合計										A	408					
										B	2,814					
										D	-					
										合計						

【注記】  
 (1) 「在学生徒数①」の欄には、基準日(毎年10月1日)ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日時点に在籍する生徒の数(休学中の生徒を含む。)を入力すること。  
 (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。  
 (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数(当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。)を入力すること。  
 (4) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額(年額)を入力すること。  
 (5) 「(7)以外の経常的納付金(4)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用(PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。)の額(年額)を入力すること。  
 (6) 学科・コース等によって「授業料(7)」又は「(7)以外の経常的納付金(4)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。



大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱（新旧対照表）

新（R1）

旧（H30）

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名		法人番号	
学校名		学校番号	

【通信制課程】（旧制度）（就学支援金新制度） ※平成26年度～平成27年度入学の者のみ配入すること

項目	在生徒数 (基準日時点)	①のうち、大阪府内に住所を有する者			③の生徒の登録単位数	授業料 (1単位あたり)	7以外の 経常的納付金	授業料 【第3条第1項】 7+(f)(x3/74)	標準授業料の 額 【指定要綱 第2条第4号】	授業料の額 【第3条第2項】 7≧I=I 7<I=7	交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)		
		②	③	④							所得 区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	生徒数
1 年 次	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
1年次計																	
2 年 次	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
2年次計																	
3 年 次	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
3年次計																	
合 計	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
合計																	

【注記】  
 (1) 「在生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点で在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。  
 (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。  
 (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。  
 (4) 「授業料(f)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額（年額）を入力すること。  
 (5) 「7以外の経常的納付金(i)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）の額（年額）を入力すること。  
 (6) 学料・コース等によって「授業料（1単位あたり）(f)」又は「7以外の経常的納付金(i)」の額が異なる場合は、欄ごとに入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名		法人番号	
学校名		学校番号	

【通信制課程】（旧制度）（就学支援金新制度） ※平成26年度～平成27年度入学の者のみ配入すること

項目	在生徒数 (基準日時点)	①のうち、大阪府内に住所を有する者			③の生徒の登録単位数	授業料 (1単位あたり)	7以外の 経常的納付金	授業料 【第3条第1項】 7+(f)(x3/74)	標準授業料の 額 【指定要綱 第2条第3号】	授業料の額 【第3条第2項】 7≧I=I 7<I=7	交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)		
		②	③	④							所得 区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	生徒数
1 年 次	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
1年次計																	
2 年 次	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
2年次計																	
3 年 次	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
3年次計																	
合 計	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
合計																	

【注記】  
 (1) 「在生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点で在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。  
 (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。  
 (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。  
 (4) 「授業料(f)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額（年額）を入力すること。  
 (5) 「7以外の経常的納付金(i)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）の額（年額）を入力すること。  
 (6) 学料・コース等によって「授業料（1単位あたり）(f)」又は「7以外の経常的納付金(i)」の額が異なる場合は、欄ごとに入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名		法人番号	
学校名		学校番号	

【通信制課程】（新制度）（就学支援金新制度） ※平成28年度～平成30年度入学の者のみ配入すること

項目	在生徒数 (基準日時点)	①のうち、大阪府内に住所を有する者			③の生徒の登録単位数	授業料 (1単位あたり)	7以外の 経常的納付金	授業料 【第3条第1項】 7+(f)(x3/74)	標準授業料の 額 【指定要綱 第2条第4号】	授業料の額 【第3条第2項】 7≧I=I 7<I=7	交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)		
		②	③	④							所得 区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	生徒数
1 年 次	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
1年次計																	
2 年 次	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
2年次計																	
3 年 次	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
3年次計																	
合 計	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
合計																	

【注記】  
 (1) 「在生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点で在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。  
 (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。  
 (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。  
 (4) 「授業料(f)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額（年額）を入力すること。  
 (5) 「7以外の経常的納付金(i)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）の額（年額）を入力すること。  
 (6) 学料・コース等によって「授業料（1単位あたり）(f)」又は「7以外の経常的納付金(i)」の額が異なる場合は、欄ごとに入力すること。

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名		法人番号	
学校名		学校番号	

【通信制課程】（新制度）（就学支援金新制度） ※平成28年度以降入学の者のみ配入すること

項目	在生徒数 (基準日時点)	①のうち、大阪府内に住所を有する者			③の生徒の登録単位数	授業料 (1単位あたり)	7以外の 経常的納付金	授業料 【第3条第1項】 7+(f)(x3/74)	標準授業料の 額 【指定要綱 第2条第3号】	授業料の額 【第3条第2項】 7≧I=I 7<I=7	交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)		
		②	③	④							所得 区分	補助限度額	生徒数	補助額	生徒数	補助額	生徒数
1 年 次	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
1年次計																	
2 年 次	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
2年次計																	
3 年 次	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
3年次計																	
合 計	人	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	408					
											B	408					
											C 1	2,814					
											C 2	5,220					
											D	-					
合計																	

【注記】  
 (1) 「在生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点で在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。  
 (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。  
 (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。  
 (4) 「授業料(f)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額（年額）を入力すること。  
 (5) 「7以外の経常的納付金(i)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）の額（年額）を入力すること。  
 (6) 学料・コース等によって「授業料（1単位あたり）(f)」又は「7以外の経常的納付金(i)」の額が異なる場合は、欄ごとに入力すること。

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱（新旧対照表）

新（R1）

旧（H30）

6-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	法人番号
学校名	学校番号

【運賃制限】（新々制度）（就学支援金新制度） ※令和元年度以降入学の者のみ記入すること

項目	在学生徒数 (基準日時点)	①の5号、大阪府内に住所を有する者			③の生徒の登録単位数			授業料 (1単位あたり)	7以外の 経費的納付金	授業料 7+(f×3/74)	標準授業料の 額 [指定要綱 第2条第4号]	授業料の額 [第3条第2項] 7≧1=1 7<1=7	交付決定額 (F)		変更後 (G)		差引 (G)-(F)		
		②	③	④	生徒数	補助限度額	生徒数						補助額	生徒数	補助額				
年次	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	円/人	円/人	円	人	円	人	円	人	円	
1 年 次												A	408						
												B	408						
												C	2,814						
												D	-						
													1年次計						
2 年 次												A	408						
												B	408						
												C	2,814						
												D	-						
													2年次計						
3 年 次												A	408						
												B	408						
												C	2,814						
												D	-						
													3年次計						
合 計												A	408						
												B	408						
												C	2,814						
												D	-						
													合 計						

【注記】  
 (1) 「在学生徒数①」の項には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点で在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。  
 (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の項には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。  
 (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の項には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。  
 (4) 「授業料(7)」の項には、学期等で「授業料」として表示する費用の額（年額）を入力すること。  
 (5) 「7以外の経費的納付金(4)」の項には、学期等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）の額（年額）を入力すること。  
 (6) 学科・コース等によって「授業料（1単位あたり）(7)」又は「7以外の経費的納付金(4)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。

（新規）

大阪府私立高等学校等授業料支援補助金交付要綱（新旧対照表）

新 (R1)

旧 (H30)

6-3 補助限度額調整額内訳

設置者名 法人番号  
学校名 学校番号

【通償制課程】（旧々制度）（就学支援金旧制度） ※平成22年度以前入学の者のみ記入すること (単位：円)

通番	就学支援金認定番号	学年	年間授業料 [3-1(9)]	補助対象 単位数 (30単位)	6-2 授業料支援補助対象経費算定表													調整後の 補助限度額 (T)-(J)	調整が必要な理由		
					1単位あたり補助限度額			補助限度額調整項目													
					所得 区分 (H)	所得 区分 (I)	補助限度額 (J)	所得区分別在籍月数													
前々年収入			前 年 収 入												(T)	(K)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	A	B	B			D	D			
合 計																					

【注記】  
 (1) 「就学支援金認定番号」の欄には、「6-2 授業料支援補助対象経費算定表」の認定番号を入力すること。  
 (2) 行が不足する場合は、空白行【コピー】の上、「コピーしたセルの挿入」により行を追加すること。  
 (3) 「月別所得区分」については、保護者の前々年収又は前年収入に基づくランク(A~D)が自動的に表示されるので、転入学や休学、学料の滞り(卒業)、受給期間の満了により、就学支援金の受給しない月がある場合は、該当の月に表示される「所得割」セルを削除すること。

6-2 授業料支援補助対象経費算定表

設置者名 法人番号  
学校名 学校番号

【通償制課程】 (単位：円)

通番	就学支援金認定番号	学年	授業料 [1単位あたり 単位数 (30単位)]	補助対象 単位数 (30単位)	年間授業料 [2-1(9)] A×E	施設整備費 等	授業料 [5-0]×E/12	標準授業料 [標準費率2乗 率] [10.02円]×E	1単位あたりの補助限度額													調整後の 補助限度額 (T)-(J)	調整が必要な理由
									前々年度 授業料支援 補助金	前年度 授業料支援 補助金	転入学年 間調整額	計	支援補助金 限度額 [年間] L×B	授業料の額 [標準費率2乗 率] F×G×E F×G×E	Fに係る給付 認定学費又は 授業料減免等 の額	前年基準1課 に認定する 就学支援金の 額	当該年度に 認定する 就学支援金の 額	授業料の 減免負担額 [前年度] [前年度] [前年度]	補助金申請額 [前年度] [前年度] [前年度]				
合 計																							

【注記】  
 (1) 行が不足する場合は、空白行【コピー】の上、「コピーしたセルの挿入」により行を追加すること。  
 (2) 「就学支援金認定番号」の欄には、「高等学校等就学支援金交付要綱認定番号」を入力すること。  
 (3) 「単位数」の「登録単位数」欄には、生徒の年間登録単位数を入力すること。なお、このとき、「補助対象」欄は、年度の補助対象単位数である30単位を上限に自動計算。  
 (4) 授業料等における「施設整備費等」の欄には、「6-1 授業料支援補助対象経費 累計表」の「A以外の施設整備費 (F)」の欄「年間」を入力すること。  
 (5) 授業料等における「標準授業料」の欄には、年度 単位数 [4.14( 3.21) の生徒の標準費率 (又はA)] を入力すること。  
 (6) 1単位あたりの補助限度額の前々年収入の「所得割」の欄は、保護者の前々年収入に基づく市町村長税所得割の合計を入力すること。  
 (7) 1単位あたりの補助限度額の前々年収入の「所得割」の欄は、保護者の前々年収入に基づく道府県長税所得割と市町村長税所得割の合計を入力すること。  
 (8) 転入学や休学等による就学支援金の支給状況の変化や、保護者の所得等による所得区分の変更により、補助限度額の調整が必要な生徒は、「6-2 補助限度額調整額内訳」を作成すること。  
 (9) 「授業料行」の欄には、当該年度に発生する授業料の額を入力すること。なお、当該生徒が転入学や休学等をする場合や所得区分「」に該当する場合は、当該年度について月割計算（円未満に端数が生じる場合は、円未満切り捨て）により調整額を算出すること。（※自動計算）  
 (10) 「標準授業料の額」の欄には、認定費率2乗率3乗に認定する標準授業料の年間（30単位を上限）を入力すること。なお、当該生徒が転入学や休学等をする場合はその所得区分「」に該当する場合は、当該月割計算（円未満に端数が生じる場合は、円未満切り捨て）により調整額を算出すること。（※自動計算）  
 (11) 「Fに係る給付認定学費又は授業料減免等の額」の欄には、生徒が納めるべき「授業料」に対し、給付認定学費又は授業料の減免等を実施している場合はその額を入力すること。なお、月割計算等により円未満に端数が生じる場合は、円未満を切り上げること。  
 (12) 「当該年度において申請する就学支援金の額」の欄には、当該年度において、生徒が受給する「就学支援金」の額を入力すること。  
 (13) 「備考」の欄には、転入学や休学等による就学支援金の支給状況の変化や、保護者の所得等による所得区分の変更がある場合は、その内容（理由及び日付など）を記入入力すること。

6-3 補助限度額調整額内訳

設置者名 法人番号  
学校名 学校番号

【通償制課程】（旧々制度）（就学支援金旧制度） ※平成22年度以前入学の者のみ記入すること (単位：円)

通番	就学支援金認定番号	学年	年間授業料 [3-1(9)]	補助対象 単位数 (30単位)	6-2 授業料支援補助対象経費算定表													調整後の 補助限度額 (E)-(C)	調整が必要な理由		
					1単位あたり補助限度額			補助限度額調整項目													
					所得 区分 (H)	所得 区分 (I)	補助限度額 (C)	所得区分別在籍月数													
前々年収入			前 年 収 入												(E)	(D)					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	A	A	B			B	D	D		
合 計																					

【注記】  
 (1) 「就学支援金認定番号」の欄には、「6-2 授業料支援補助対象経費算定表」の認定番号を入力すること。  
 (2) 行が不足する場合は、空白行【コピー】の上、「コピーしたセルの挿入」により行を追加すること。  
 (3) 「月別所得区分」については、保護者の前々年収又は前年収入に基づくランク(A~D)が自動的に表示されるので、転入学や休学、学料の滞り(卒業)、受給期間の満了により、就学支援金の受給しない月がある場合は、該当の月に表示される「所得割」セルを削除すること。







